

改正

昭和46年条例第8号
昭和48年条例第25号
昭和53年条例第1号
昭和54年条例第26号
昭和56年条例第27号
昭和57年条例第23号
昭和58年条例第75号
昭和59年条例第34号
昭和60年条例第22号
昭和61年条例第47号
昭和62年条例第27号
昭和62年条例第40号
平成5年条例第48号
平成8年条例第22号
平成8年条例第48号
平成11年条例第45号
平成18年6月29日条例第57号
平成18年10月23日条例第66号
平成20年3月28日条例第26号
平成25年3月28日条例第11号
平成27年3月18日条例第12号
平成30年3月28日条例第8号
平成30年10月22日条例第56号
令和元年10月23日条例第43号
令和6年3月28日条例第5号

足立区立図書館条例を公布する。

足立区立図書館条例

東京都足立区立図書館条例（昭和25年足立区条例第7号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 足立区立図書館（以下「図書館」という。）を次のように設置する。

名称		位置
中央館	足立区立中央図書館	足立区千住五丁目13番5号
	（東京電機大学内足立区立図書館図書受渡窓口）	（足立区千住旭町5番）
地域館	足立区立花畑図書館	足立区花畑四丁目16番8号
	足立区立竹の塚図書館	足立区竹の塚二丁目25番17号
	足立区立やよい図書館	足立区中央本町三丁目15番1号
	足立区立東和図書館	足立区東和三丁目12番9号
	足立区立佐野図書館	足立区佐野二丁目43番5号
	足立区立舎人図書館	足立区舎人一丁目3番26号
	足立区立保塚図書館	足立区保塚町7番16号
	足立区立江北図書館	足立区江北三丁目39番4号
	分館	足立区立江南コミュニティ図書館
		足立区小台二丁目4番18号
		足立区立新田コミュニティ図書館
		足立区新田二丁目2番2号
	足立区立興本図書館	足立区興野一丁目18番38号
	足立区立伊興図書館	足立区伊興二丁目4番22号
	足立区立鹿浜図書館	足立区鹿浜六丁目8番1号
	足立区立梅田図書館	足立区梅田七丁目13番1号

（目的）

第2条 図書館は、図書、記録、音声、映像その他必要な資料を収集、整理、保存して、区民の利用に供し、その教養、調査、研究等に資することを目的とする。

（事業）

第3条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に基づき、次の事業を実施する。ただし、東京電機大学内足立区立図書館図書受渡窓口（以下「受渡窓口」という。）は、次の事業のうち足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める事業を実施するものとする。

（1）別表第1に規定する図書館資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供すること。

- (2) 総合的な資料案内及び読書相談
- (3) 読書会、映画会、鑑賞会、資料展示会等の開催
- (4) 他の図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借、情報提供等を行うこと。
- (5) 規則で定める団体登録をした団体への支援
- (6) その他図書館の目的達成に必要な付帯事業
(開館時間及び休館日)

第4条 開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要と認めたときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。ただし、次条第1項の規定により図書館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が管理を行う場合にあっては、指定管理者は、必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(指定管理者による管理)

第5条 図書館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定する指定管理者に行わせることができる。

- 2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により図書館の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- 3 教育委員会は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者選定審査会への諮問)

第7条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区地域学習センタ一条例（平成13年足立区条例第34号）第19条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会に諮問することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第8条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業（教育委員会が別に定めるものを除く。）
 - (2) 施設の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が図書館の管理運営に必要と認める業務
- (管理の基準)

第9条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

- 2 指定管理者及び図書館の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、図書館を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、図書館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復の義務)

第10条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第11条 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者評価委員会への諮問)

第12条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区地域学習センター条例第22条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会に諮問することができる。

(図書館協議会)

第13条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、足立区立中央図書館に足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、図書館の運営に関し、足立区立中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について中央図書館長に意見を述べるものとする。
- 3 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

- 4 委員の定数は、15人以内とする。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年12月27日条例第45号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年6月29日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年10月23日条例第66号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の表の改正規定及び第3条中「足立区教育委員会が」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第2条の次に9条を加える改正規定(第4条(同条第2項ただし書を除く。))及び第5条から第7条までに係る部分に限る。)並びに付則の次に2表を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年3月28日条例第26号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月28日条例第11号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月18日条例第12号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月28日条例第8号)

この条例は、平成30年4月13日から施行する。

付 則 (平成30年10月22日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和元年10月23日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和 6 年 3 月 28 日 条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 39 年 足立区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表第 1（第 3 条関係）

図書館資料	中央館	地域館
図書資料	○	○
録音テープ	○	
その他の視聴覚資料（ビデオテープ、CD、DVD 等）	○	○

備考 図書館は、○を付した図書館資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供する。

別表第 2（第 4 条関係）

館	開館時間	休館日
中央館（受渡窓口を除く。）	午前 9 時から午後 8 時まで 12 月 28 日及び 1 月 4 日は午前 9 時から午後 5 時まで	1 12 月 29 日から同月 31 日まで 2 1 月 1 日から同月 3 日まで 3 館内整理日 毎月末日（12 月を除く。） ただし、3 月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直前の金曜日（その日が休日に当たるときは、その前日）とする。 4 特別整理期間 年間 15 日以内 5 館内消毒日 年間 2 日以内 6 設備等の保守点検日 年間 12 日以内
地域館	午前 9 時から午後 8 時	1 12 月 29 日から同月 31 日まで 2 1 月 1 日から同月 3 日まで

	まで 12月28日及 び1月4日 は午前9時 から午後5 時まで	3 館内整理日 毎月末日（12月を除く。） ただし、3月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は休日に当た る場合は、その直前の金曜日（その日が休日に当たるときは、 その前日）とする。 4 特別整理期間 年間15日以内 5 館内消毒日 年間2日以内 6 設備等の保守点検日 年間6日以内
受渡窓口	午前9時か ら午後8時 まで	1 日曜日 2 休日 3 12月29日から同月31日まで 4 1月2日から同月4日まで